# 会 議 録

| 会議の名称 | 令和元年度 第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会   |
|-------|---|
| 開催日時  | 令和2年1月16日(木) 午後1時30分~午後3時   |
| 開催場所  | 飯塚市立岩交流センター2階第4研修室  |
| 出席委員  | 大熊委員、福澤委員、茅野委員、上田委員、須尭委員、安武委員、平嶋委員、許斐委員、石川委員、横山委員、奥山委員 計 11 名   |
| 欠席委員  | 浅田委員、有光委員、宮崎委員、新開委員、深町委員 計5名  |
| 事務局職員 | 兼丸農林振興課長、大塚農業振興係長、河原 計3名  |
| 会議内容  | 1 農振法について  事務局:農林振興課大塚農業振興係長より、農業振興地域の整備に関する法律及び農業振興地域整備計画の変更(除外)について資料に基づき説明。  議長:ご意見、ご質問、意義等あれば発言を求めます。  A委員:平成30年度中に、除外申請に基づき除外された件数は何件あるのですか。また、作付けの有無は除外に影響するのですか。  事務局:手元に資料を持ち合わせておりませんので件数については把握していません。ただ、不承認となった事案はなかったと記憶しています。また、作付けの有無は除外の判断基準とはなりません。除外については農業振興地域の整備に関する法律に基づき判断します。 |
|       | 2 農業振興地域整備計画見直し(案)について  |
|       | 事務局:現在の進捗状況について報告いたします。基礎調査としてアンケート調査を実施しています。アンケート調査につきまして   |
|       | は、一部抜粋しご報告いたします。<br>は、一部抜粋しご報告いたします。  |
|       | 調査期間は平成30年11月8日~平成30年12月3日、調査方  |
|       | 法は郵送による配布・回答、調査対象は農地台帳に登録されて  |
|       | いる農地で 1 世帯あたりの耕作面積が 30 アール以上の農家   |

1,734 戸、回収数は 802 通 (回収率 46.3%)、有効回答数 800 通 (有効回答率 46.1%) となっています。

質問内容は①回答者の特性、②家族の就業状況、③農業経営、

④農業振興地域について、⑤農業基盤整備、⑥農村生活環境の 改善⑦自由意見の7つです。

## ①回答者の特性

回答者の性別は男性が多く全体の約84.6%を占める。

回答者の年齢は60代以上が全体の86.1%を占める。

#### ②家族の就業状況

家族(本人を含む)の就農状況は、農業に従事している人が 1,023人(48.9%)、農業に従事していない人が1,068人(51.1%) で、家族の約半数は農業に従事している。

農業に従事している家族(本人を含む1,023人)の年齢を見ると、農業従事者の44.7%が70歳以上である。60歳以上は76.0%を占める。40代までの比較的若い世代が多いのは飯塚地区、庄内地区の2地区である。

農業に従事している家族(本人を含む 1,023 人)の性別を見る と、男性が多く 643 人 63.3%で、女性は 372 人 36.7%である。 ③農業経営

農地拡大縮小の方針については、農地を「今のまま維持したい」と答えた人が77.6%と最も多く、農地を「縮小したい」と答えた人は16.6%、「拡大したい」と答えた人は5.9%である。地区別に見ると、「拡大したい」と答えた人が多かったのは頴田地区(13.0%)で、「縮小したい」と答えた人が多かったのは庄内地区(23.9%)である。

#### ④農業振興地域

農業振興地域制度については農業振興地域制度を「知っている」、「少し知っている」と答えた人は全体の 61.2%を占め、回答者の多くは農業振興地域制度を知っていたが、38.8%の人は農業振興地域制度を「知らない」と答えている。

見直すべき点については農振制度について全体の15.5%が「このままでよい」と答えている。農用地区域の設定の見直すべき点として一番回答者が多かったのが「山間部など営農が困難な農用地は除外すべき」(19.9%)である。地区別にみると、「山間部など営農が困難な農用地は除外すべき」が最も多かったのは庄内地区で、次いで筑穂地区が多く、除外の要望が高い地区となっている。

### ⑤農業基盤整備

回答者の 29.2%が必要な農業用施設について「特にない」と答えている。必要という意見が最も多かった農業用施設は「ライスセンター」、次いで「育苗施設」である。

## ⑥農村生活環境

住みよい集落にするために改善したい項目として、最も希望が多かったのは「道路整備」(35.9%)である。

⑦自由意見 83ページ自由意見については割愛する。

以上がアンケート調査の結果となっております。

整備計画見直しの方針についてですが、農用地の保護を原則として、現状の農用地区域(青地)をベースに、これを精査、除外箇所等を検討し、新市としての新たな農業振興地域を策定しています。ただし、山林原野化し再生が困難であると思われる農地については、山際で荒廃の程度が特に大きく、除外することで周辺の農地に悪影響が出ない場合に限り、現地調査を行ったうえで、除外候補としています。農用地であることは各種助成事業の基本的な交付要件となっていますので、農業の助成金対象地は農用地区域(青地)から除外しません。また、地番変更に伴い農用地区域(青地)の地番を修正しています。

これまでの調査結果に基づき、飯塚市の農用地面積の概算を算出しています。結果をまとめますと、現在の面積は 2,225.08 h a、見直しによる面積減少が 123.52 h a となり、見直し後の面積は 2,102.57 h a となっています。面積が大きく減少していますが、要因としましては筑穂地区の面積減少が多かったためです。筑穂地区はご存知のとおり山地が多く、山間部や谷間に以前あった農地が全体的に山林化している箇所が多かったため 90 h a 以上の農用地が減少しています。

農用地面積については国・県が令和7年の目標面積を示しています。その目標面積を基に、飯塚市の確保すべき農用地面積を2,139 h a としていましたが、今回の見直し案ではそれを若干下回ることとなっています。今後、県との協議の中で、面積について何らかの指摘がある可能性が有りますが、山林化した農用地については回復が困難であるのが現状ですので、その点をふまえ県との協議を実施していきたいと考えています。以上を飯塚市の方針としていますが、この基本方針について審議をお願いします。

議長:ご意見、ご質問、意義等あれば発言を求めます。

B委員:アンケート調査の結果は、見直し案に反映されているのですか。

事務局:自由意見の中で、山間部の荒廃した農用地を除外してほしいと の意見が多かったことから、あくまで農振法に沿ってではあり ますが計画に反映しています。また、調査項目にあります家族 の就農状況、農業経営状況などは基礎調査資料として必要なも のがありますので、その調査結果を計画に記載をしています。

C委員:農業の助成金対象地は農用地区域(青地)から除外しないとありますが、仮に農用地でなくなった場合、助成が受けられなくなるということですか。

事務局: そのとおりです。各種助成金は各申請組織単位にて交付されて いますので、返還となる可能性があります。

C委員: 今後個人的に除外を検討する場合も同様なのですか。

事務局:個別案件としての検討は可能ですが、組織単位での助成でありますので、各組織内での協議が必要となります。また、除外要件を満たすことが前提となりますので、返還したとしても除外できるかはわかりません。

C委員:各組織内で話がまとまり、除外の要件を満たせば、農用地を除 外できる可能性はあるということですね。

事務局: そのとおりです。助成事業については、除外を希望する面積を 外し、継続することになります。

D委員:これまで農振除外後、農地転用をしていない案件があったと思いますが、そうした箇所の編入は考えていますか。

事務局:現在調査中でありますが、数箇所把握しています。しかし、現在になって転用手続きを実施している箇所もあるため、今回編入は考えていません。

B委員:除外後、農地転用していない案件について、事務局として対応 は考えていないのですか。何かしら指導すべきではないです か。

事務局:今後の案件については議題(3)その他にて説明をしますが、 数年以内に転用しなければ、農用地へ再編入をする旨の誓約書 を変更申出時に提出させることを考えています。除外後未転用 の案件については、後日、調査を実施したうえで何らかの指導 を行うことを考えています。

議長:その他に意見等、ございませんか。

D委員:現在も土地改良区はあるのですか。

事務局:飯塚、筑穂、頴田地区に複数存在しています。償還金の返還を

現在も実施している土地改良区もあります。

C委員:土地改良が実施されている農地が優良農地であるのはわかりますが、中山間地に存在する農用地について、除外は検討していないのですか。

事務局:中山間地の山林化した農用地については先ほど説明しました通り除外候補としています。

C委員:山林化した農用地以外についてはどう考えているのですか。

事務局:中山間地については各種助成事業を活用している地域が多いことから、候補とはしていません。荒廃していても過去に事業を活用していた農用地もありますし、今後、事業を活用することも考えられます。そのため、山林化し再生が困難と思われる農用地以外は除外候補としていません。

C委員:内住、八木山などの国道沿いは農用地区域であるため、転用ができません。後継者となる農家の若い世代が住宅を建てようとした場合、住宅用地がないため別の地区で建設しなければならなくなります。緩和はできないのですか。

D委員:中山間地域の道路などは国の交付金と関係があると思いますので、一概に除外するのは難しいと思います。後々影響が出てくるのはないでしょうか。また、除外したからといって、必ず宅地に転用するとは限りません。

事務局:住宅用地の件は理解できますが、ご指摘のとおり各種事業へ影響を与える可能性が有ることから、現地調査を実施したうえで可能な範囲を除外候補としています。

D委員: 宅地の問題もありますが、中山間地域指定など地域指定の有無は、各種助成金額に大きな影響を与える可能性が有ります。荒廃農地であれば除外してもよいのではないかという考えは理解できますが、就農者が農業をするための環境についても考えなければなりません。

B委員:農用地面積の減少によってどのような悪影響があるかわかりますか。

事務局:あくまで推測ですが、農用地の面積は交付金などを国や県が市に割り振る場合、計算の根拠となる可能性があります。また、飯塚市の農用地面積が、国県の掲げる目標数値より大幅に下回りますと、何らかの指導を受け、除外自体が困難になる可能性もあります。

今後実施する県との協議についてどのような指摘を受けるのかわかりませんが、除外候補としております山林化した農用地についても指導を受ける可能性もあります。

C委員:農業振興地域は全て田畑などの農地でなければならないのです か。 事務局:山林、果樹、農業用倉庫なども含まれています。 議長:その他に、意見等ございませんか。 委員:(多数) 異議なし。 議長:それでは、農業振興地域整備計画の見直しについては引き続き 事務局にてご対応お願いします。 3 その他について 事務局:変更申出書提出締切り時期及び協議会開催時期の変更、誓約書 の追加について資料に基づき説明 議長:ご意見、ご質問、意義等あれば発言を求めます。 D委員:変更申出書受付再開はいつ頃を予定していますか。 事務局:令和2年8月より受付を再開する予定です。 B委員: 県協議と通常の除外案件が並行しますが、問題はないのですか。 事務局:問題ありません。 議長:その他に、意見等ございませんか。 委員:(多数) 異議なし。 議長:誓約書の追加によって、今後の未転用案件については問題ない と思いますが、これまでの未転用案件については事務局より指 導を行うようお願いします。 以上をもちまして、第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を終了い たします。

| 会議資料     |                               |
|----------|-------------------------------|
| 公開・非公開の別 | 1 公開 2 一部公開 3 非公開<br>(傍聴者 0人) |
| (ノ方)     |                               |
| その他      |                               |